

## 第10分野 「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

### I これまでの施策の効果と、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」が十分に進まなかった理由

1 学校教育において女性教員の数が増加したほか、「平等」と感じる者の割合は他の分野に比べて相対的に高い水準となっており、大学、大学院への女子学生の進学率も上昇している(図表1, 2)。

しかし、女子学生の進学率が理工系分野において低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られる(図表3)。

また、学校教育機関における政策・方針決定過程への女性の参画が不十分である(図表4)。

2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

(1) 進路選択において、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく、主体的に進路を選択するための職業意識の醸成や意識啓発が十分ではなかった。

(2) 未だ根強い固定的性別役割分担意識に基づく職業のイメージが、男子及び女子の職業選択に影響を与えており、ロールモデル等も少ない状況だった。

### II 今後の目標

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習である。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。

### III 施策の基本的方向と具体的な取組

1. 男女平等を推進する教育・学習

(1) 施策の基本的方向

学校教育及び社会教育において、思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

(2) 具体的な取組

① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別

活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。

- ② 初等中等教育において、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。
- ③ 高等教育機関において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。
- ④ 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。
- ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館においては、地方公共団体や大学等と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画に関わる研究を進め全国的にその成果の還元を図る。
- ⑥ 日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術・教育制度についての多角的な調査、審議を一層推進する。

## 2. 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

### (1) 施策の基本的方向

男女がともに、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。

特に、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

### (2) 具体的な取組

- ① 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフコースを見通した総合的なキャリア教育を推進するとともに、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。
- ② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進する。
- ③ 男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるような体制づくりを推進する。
- ④ 就業や社会活動など社会参画の拡大のための教育、リカレント教育等 教育・学習活動の充実、推進を図る。
- ⑤ 職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPOなど多様な社会的活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。
- ⑥ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、調査研究、情報収集・提供等のさらなる内容の充実・深化を推進する。
- ⑦ 大学等に、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など、多様な職業選択を推進する指導を促す。

### 3. 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

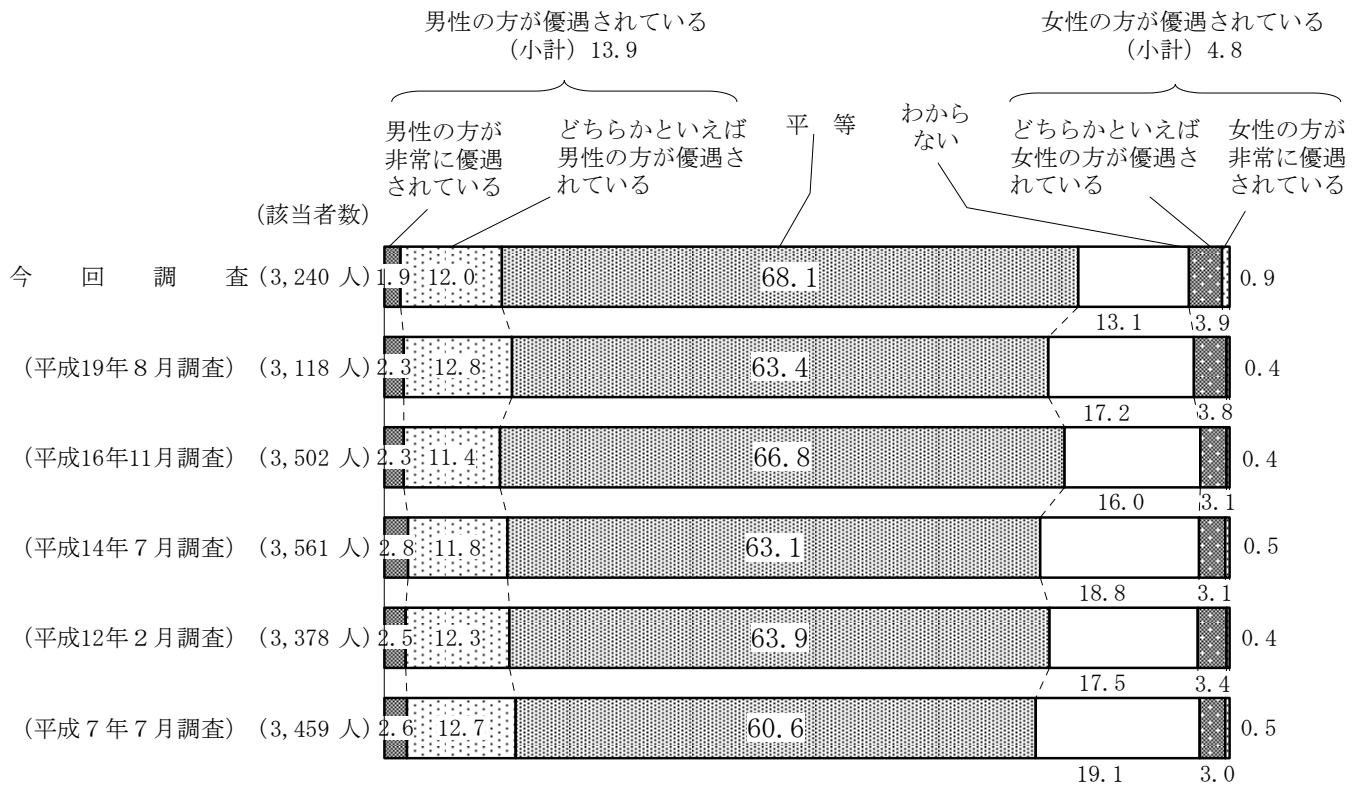
#### (1) 施策の基本的方向

学校教育機関における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。

#### (2) 具体的な取組

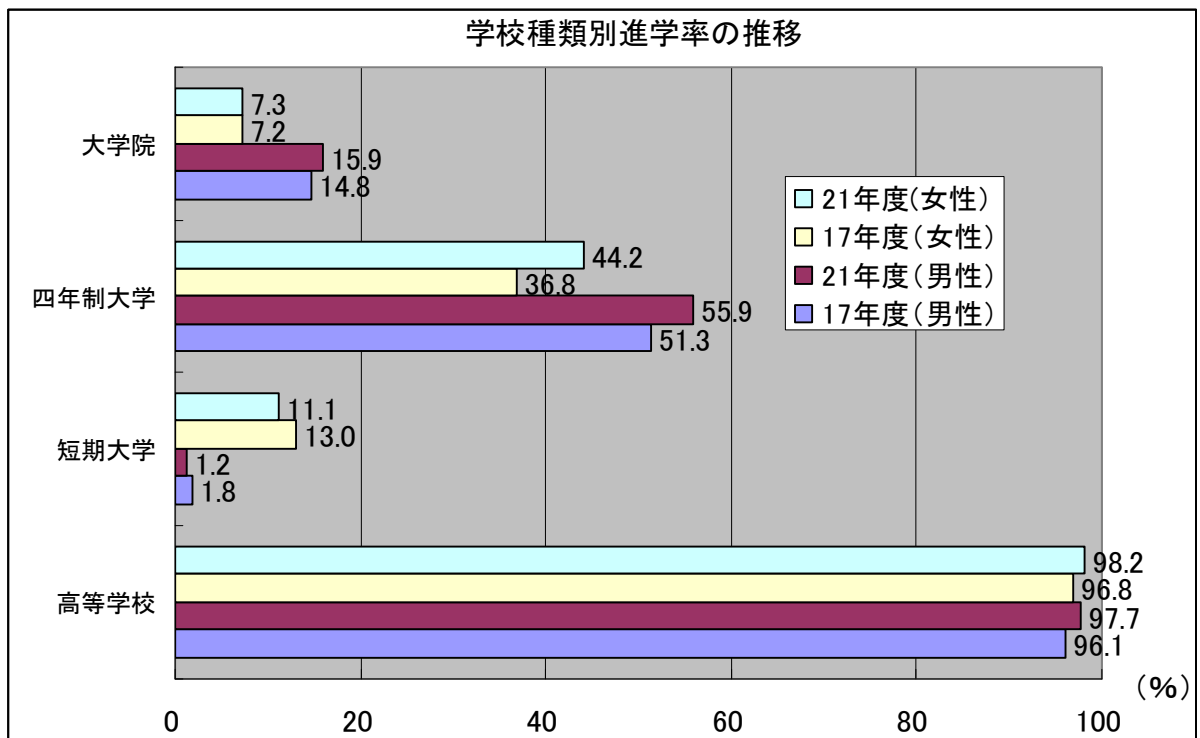
- ① 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図る。
- ② 校長・教頭、教授などにおける女性の登用について、「2020年30%」に向けた具体的な目標(例えば2015年の目標)を設定するよう働きかける。
- ③ 高等教育機関における女性教員比率の向上について働きかける。

図表1 学校教育の場における男女の地位の平等感



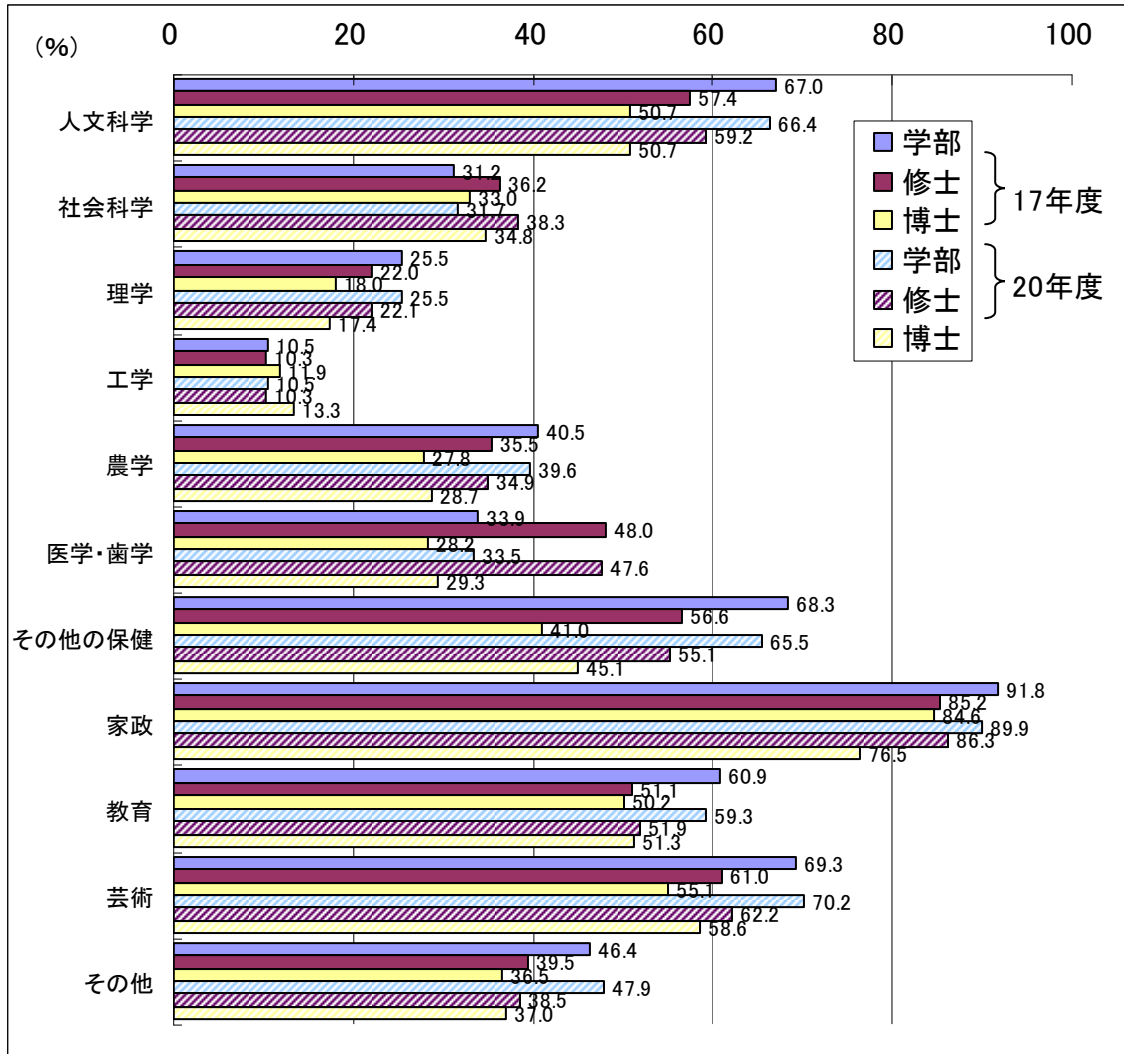
資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成20年10月調査)

図表2 学校種類別進学率の推移



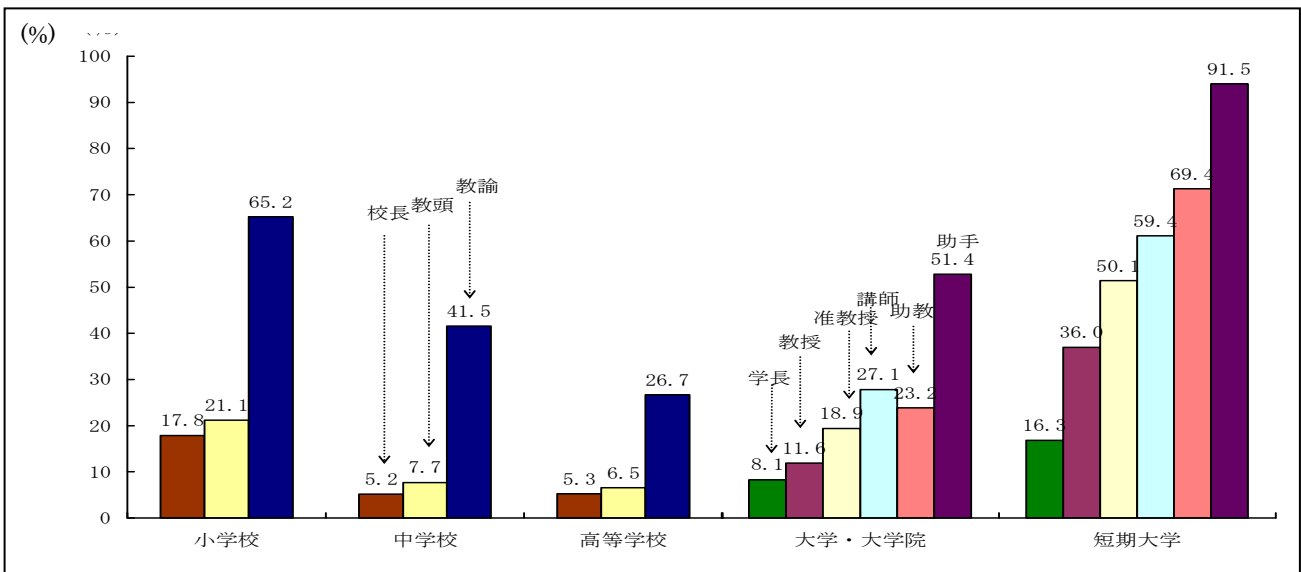
資料出所:文部科学省「学校基本調査」

図表3 専攻分野別にみた学生に占める女性割合の推移



資料出所: 文部科学省「学校基本調査」

図表4 本務教員総数に占める女性の割合(初等中等教育, 高等教育)



資料出所: 文部科学省「学校基本調査」(平成 20 年度)